

浜田市のイベント等の対応について

令和2年10月8日

浜田市新型コロナウイルス対策本部

浜田市では、市内で新型コロナウイルス感染症が発生したため、市が主催するイベント等は10月11日（日）まで開催を中止としていましたが、その後の感染拡大が見受けられないため、期間満了をもって措置を終了します。

※「市が主催するイベント等」とは、市又は市教育委員会が主催し、又は参画する実行委員会が主催するイベント等をいいます。

1 市が主催するイベント等について

10月12日（月）以降は、開催規模など国・県の指針に基づき、次の感染症対策を行った上でイベント等を開催します。

（既に中止を決定しているものについては除きます。）

感染症対策

- ① 大声を出さないよう注意喚起を行う。
- ② こまめな手洗いの指導に併せて消毒液を設置する。
- ③ 定期的に換気を行う。
- ④ 入退場時や、会場内での密集回避の対策を行う。
- ⑤ 必要に応じて飲食の制限を行う。
- ⑥ 入場時に検温の実施、確認を行う。
- ⑦ 参加者の把握のため、申込みや入場時に連絡先を確認する。

なお、参加者におかれましては、マスクの着用や、手洗いの励行等について引き続きご協力をお願いします。

上記の方針は、市内の感染者の発生や感染拡大の状況によっては、見直す場合があります。

※国の指針は令和2年9月11日付け、「11月末までの催物の開催制限等について」を参照してください（県HP「[県主催の行事・イベント、県立施設等の状況](#)」）。

2 市が主催するイベント等以外の対応について（町内会活動等を含む）

町内会活動等の自粛要請は、10月11日（日）をもって解除します。

10月12日（月）以降は、上記の「市が主催するイベント等について」の取扱いに準じた感染症対策を講じた上で実施していただきますようお願いいたします。

なお、準備期間の関係で既に中止等が決定しているイベント等については、この限りではありません。

また、以下の場合には、特に注意をお願いします。

① 不特定多数や市外からの参加が見込まれる場合

万が一、感染が発生した場合に参加者と確実な連絡が取れるよう、参加者名簿を作成するなどの対応をお願いします。

また、参加者の体温を測定し、発熱等の症状のある方の参加は遠慮していただくなどの注意喚起を行ってください。

② 飲食を伴う場合

実施に当たっては、以下の対策をお願いします。

- ・ 飲食が必要かを十分検討し、場合によっては持ち帰り等で対応すること。
- ・ 規模縮小や時間短縮で行うこと。
- ・ 大皿は避けて、料理は個々に配膳すること。
- ・ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けること。

3 市が管理する施設等のキャンセル料について

中止期間の終了に伴い、10月12日（月）以降に施設等をキャンセルした場合は、本市が管理する施設（指定管理施設を含む）のキャンセル料等が発生します。

連絡先 浜田市新型コロナウイルス対策本部

総務部防災安全課（0855-25-9122）

健康福祉部健康医療対策課（0855-25-9311）